



広報

さつきの花は咲きましたか？

NO.661

平成24年

5月 15日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



●発行 八街市  
●編集 総務部秘書広報課  
●発行日 毎月1日・15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎ (043) 443-1111(代)  
ホームページ  
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

東日本大震災の影響で電力が不足しています。節電にご協力ください。

●平成24年4月～5月分の児童手当認定の手続きは、不要です。  
当市で子ども手当を平成24年3月分まで受給していた方が、4月1日時点で支給要件を満たしていない場合は、改めて申請の必要があります。

●平成24年4月～5月分の児童手当認定の手続きは、不要です。

※公務員の方は、職場にて確認ください。  
※支給対象の子どもについて国内居住要件があります。ただし、3年以内の留学の場合は、支給となります。

●所得制限限度内の方  
・3歳未満（一律）  
月額15000円  
・3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）  
月額10000円  
・3歳以上小学校修了前（第3子）  
月額10000円  
●所得制限限度額を超える方（6月分以降）  
・中学生（一律）  
月額10000円  
月額5000円

手続きが必要なの？

受給対象者は？

所得制限限度内の方

※原則として、申請月の翌月分からの支給となりますので、お早めに手続きください。



子どもも手当は平成24年3月分で終了し、4月から児童手当法による手当制度が始まりました。児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にしています。

●平成24年6月分以降の児童手当を受給するには、現況届の提出が必要です。  
対象の方（平成24年5月分まで支給のあつた方、全て）には、6月上旬ごろ現況届を送付します。

●平成24年4月から5月分については、子ども手当（特別措置法）と変わりませんが、平成24年6月分からは所得制限が設けられるため、支給額は次のとおりになります。

●支給額は？  
支給月は？

●6月期  
2月～5月分  
(平成24年6月に限り、子ども手当2月～3月分と、児童手当4月～5月分が支給されます。)

●10月期  
6月～9月分  
(平成24年10月に限り、子ども手当2月～3月分と、児童手当4月～5月分が支給されます。)

子ども手当（特別措置法）請求期間の延長について



る場合があります。

※里親、児童養護施設などに入所している子どもに

ついては、施設の設置者などが受給対象となります。

## 4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました



詳しくは、市役所児童家庭課  
☎ 443-11693へ。